

水道設備の冬季間の凍結防止について



水道メーター器の凍結防止
メーターボックス内に溜まった泥などを取り除いた上で発砲スチロールを2〜3cmに砕いて網袋に入れ、メーター器上部を覆ってください。網袋を使うと容易に取り出すことができます。ヒートルヤ布などを詰め込むとボックス内に湿気が溜まりやすく不衛生になります。

水道管等の凍結防止

電熱ヒーター等の電源を入れて、正しく作動しているか、確認を行ってください。長期間プラグを抜いていたものは通電しない事もあります。端子を紙やすりで磨くといいでしょ。

長期間、電気コンセントに差し込んだままの電熱ヒーターのプラグはホコリが溜まり、故障や火災を引き起こす場合があります。この機会に点検を行ないましょう。

電熱ヒーターを使用しながら、水道管の水を抜いてしまつのは危険ですから止めましょう。

電熱ヒーターを使用していない外水道等には不凍柱での操作に切り替えるか、元栓を閉じて水抜きをしましょう。

有害鳥獣の被害防止についてお願いします



有害鳥獣による農作物被害は、地域の大きな問題となっております。

そこで、鳥獣害の無い環境作りのため、次の事に協力をお願いします。

- 1 柿などの果物・農作物等は、取り残しの無いように徹底して片付けましょう。
- 2 田畑のすき込みを丁寧におこなないましょ。
- 3 里山や屋敷林などの刈り払いをおこなないましょ。
- 4 サルを見かけたら協力しあって追い払いましょ。

特にサルの生息数が増加していると見られます。被害地域の拡大と被害防止のために、皆さんの協力を、是非お願いします。

問い合わせ

有害鳥獣対策協議会

事務局 産業課農林係

☎6292332 (有)9232

製造事業所の皆様へ 工業統計調査の実施について

工業統計調査が平成16年12月31日現在で実施されます。

工業統計調査は、製造業を営む事業所を対象に1年間の生産活動に伴う製造品の出荷額、原材料使

用額などを調査し、製造業の実態を明らかにすることを目的としています。

調査をお願いする製造事業所には、本年12月中旬から来年1月にかけて、県知事から任命された統計調査員が調査票を持って伺います。

なお、提出していただく調査票については、法律に基づき調査内容の秘密は厳守されますので、正確な記入をお願いします。

問い合わせ先

総務課企画統計係

☎6293332 (有)9332

道路除雪作業にご理解ご協力を



町では除雪作業を建設業者に委託し、一定の目安を設け必要に応じて

行っています。しかしながら町の対応だけでは十分でなく、皆様の御協力が必要です。除排雪の効果高め、道路交通の安全を確保するために皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

尚、町では町道一級・二級路線及び主要幹線道路で各集落を結び、交通量の多い道路を除雪・融雪剤散布・排雪を行います。

* 除雪は、積雪量が10cmを超える

と予想される場合実施します。

* 融雪剤散布は、除雪完了後凍結が予想される場所を実施します。
* 排雪は、積雪量が30cmを超えるとして予想される場合実施します。

除雪路線以外の生活道路は、各集落・地域の皆さんの協力により除雪をお願いします。

除雪は積雪状況により順次行います。

各区で路面凍結抑制剤（塩化カルシウム）を坂道や交差点などに散布する場合は、町から区長さんをおして各区に配布します。

地域の皆さんや事業者等への除雪の協力願ひ

道路、歩道、横断歩道橋等の除雪道路除雪作業後玄関先に残った雪

道路への雪出し、水路への雪捨ては絶対しない。

路上駐車禁止

除雪ニーズも多様化しており、多くの経費と時間を要します。皆様の御協力をお願いします。

お問い合わせ先

建設課 管理交通安全係

☎629216 (直通)

(有)9216

メールアドレス
kensetsu@town.fujinagano.jp

冬期通行止め区間 (国道・県道)について

一般国道299号線(メルヘン街道)
茅野市北山千駄刈〜北山麦草峠
12月25日(木) 午前11時〜

4月19日(火) 午前10時まで
一般県道八島高原線
下諏訪町(一般県道霧ヶ峰東餅屋線)〜下諏訪町大平(南信森林管理署東俣造林詰所)

12月1日(水) 正午〜

4月22日(金) 午後4時まで
一般県道霧ヶ峰東餅屋線
下諏訪町東俣(八島高原駐車場)〜和田村和田峠(上田建設事務所側)

12月1日(水) 午前11時〜
4月22日(金) 午後3時まで

1日雇用 均等室開催!

労働局雇用均等室の職員が相談をお受けします。

次世代育成支援対策推進法をご存知ですか?

○次世代育成支援対策推進法の「一般事業主行動計画」の策定準備のご相談に応じます。

○育児・介護休業制度に関する社内規定の整備はお済みですか?

○育児・介護のための休業制度・時間外労働及び深夜業の制限・勤務時間の短縮等の措置に関する社内規定の整備についてご相談に応じます。